

R5.10現在

公 費 の 一 覧

公 費 の 一 覧								
		乳 幼 児 ・ 子 ど も						ひとり親
市町村	年齢	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	
1 熊本市		141 乳児負無	441 熊子ども			541 熊子中		143 熊親1/3
2 八代市		480 八菊美						熊本市障害 142 障害負無 342 熊障1/3
3 人吉市		580 人吉子ども						
4 荒尾市		480 八菊美						
5 水俣市		741 水俣子					343 水俣親	
6 玉名市		480 八菊美(入院適用可)						
7 山鹿市		180 乳幼児 ^{注1}						
8 菊池市		480 八菊美						443 菊池親
9 宇土市		180 乳幼児 ^{注1}						
10 上天草市		180 乳幼児 ^{注2}						
11 宇城市		180 乳幼児	780 宇城子(外来上限額1,000円、入院上限額2,000円※償還払い)					
12 阿蘇市		680 阿蘇こども ^{注3}						
14 合志市		480 八菊美						
15 美里町		480 八菊美(入院適用可)						
16 玉東町		180 乳幼児 ^{注1}						
17 南関町		180 乳幼児						
18 長洲町		641 長洲子						
19 和水町		180 乳幼児						
20 大津町		180 乳幼児						
21 菊陽町		380 菊陽子ども ^{注5}						
22 南小国町		180 乳幼児 ^{注6}						
23 小国町		180 乳幼児 ^{注6}						
24 窪山村		180 乳幼児 ^{注7}						
25 高森町		180 乳幼児 ^{注8}						
26 西原村		180 乳幼児						
27 南阿蘇村		480 八菊美						
28 御船町		180 乳幼児 ^{注1}						
29 嘉島町		180 乳幼児 ^{注1}						
30 益城町		180 乳幼児						
31 甲佐町		480 八菊美						
32 山都町		180 乳幼児 ^{注9}						
33 氷川町		180 乳幼児						
34 芦北町		180 乳幼児 ^{注9}						
35 津奈木町		180 乳幼児 ^{注1}						
36 錦町		480 八菊美						
37 多良木町		480 八菊美						
38 湯前町		180 乳幼児						
39 水上村		180 乳幼児						
40 相良村		180 乳幼児						
41 球磨郡・五木村		480 八菊美						
42 山江村		180 乳幼児 ^{注10}						
43 球磨村		480 八菊美						
44 あさぎり町		※償還払い						
45 苓北町		180 乳幼児						

【子ども医療】

- 141・乳児負無、180・乳幼児（上限額0円）
- 441・熊子ども（上限額700円）、541熊子中（上限額1,200円）
- 480・八菊美、641・長洲子、741・水俣子、641阿蘇こども（上限額0円、21,000円を超えたら償還払い）
- 580・人吉子ども（上限額0円、20,000円を超えたら償還払い）

- 注1: 山鹿市、玉東町、嘉島町、御船町、津奈木町子ども医療（21,000円を超えたら償還払い）
- 注2: 上天草市子ども医療（上天草市内のみ有効。市外は償還払い）
- 注3: 680 阿蘇こども（阿蘇市内のみ有効。市外・入院は償還払い）
- 注5: 菊陽町子ども医療（20,000円を超えたら償還払い）
- 注6: 南小国町・小国町子ども医療（南小国・小国・阿蘇市内の一部の医療機関のみ有効。市外は償還払い）
- 注7: 産山村子ども医療（15～18歳は高校生のみ対象）
- 注7: 高森町子ども医療（高森町内のみ）
- 注8: 山都町子ども医療（山都町内のみ有効。町外は償還払い）
- 注9: 芦北町子ども医療（芦北水俣管内のみ有効。市外は償還払い）
- 注10: 山江村子ども医療（球磨郡・人吉市内のみ有効。市外は償還払い）

【ひとり親】

- 143・熊親1/3（一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い）
- 243・親償還（対象地域以外は償還払い）
- 343・水俣親1/3（一部負担金の1/3を負担。水俣市で運用。）

【重度心身障害者医療】

- 342・熊障1/3（熊本市で運用。一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い）
- 442・熊障負無（熊本市で運用。342に該当しない患者様に適用。自己負担無）

熊本市医療費助成制度の計算方法変更について

令和4年5月25日提供のプログラムより、熊本市の「重度心身障がい者医療」及び「ひとり親家庭等医療」の負担金計算方法が下記のように変更されております。

主保険の負担割合に相当する金額
(1円単位) × 1/3 (小数点以下切り上げ)
例) 総点数 312 点で負担割合が3割の場合
312 × 3 割 = 936 円
936 円 × 1/3 = 312 円 (患者窓口負担) (小数点以下切り上げ)